

# 電気通信大学大学院情報理工学研究科教育委員会規程

平成22年 4月 1日

改正

平成24年 5月22日

平成27年10月28日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学大学院情報理工学研究科教授会規程第9条第2項に基づき、大学院情報理工学研究科教育委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及び改善に関すること。
- (2) 教育課程について、専攻の連絡調整に関すること。
- (3) 授業及び研究指導に関すること。
- (4) 特別聴講学生、特別研究学生及び短期海外交流学生に関すること。
- (5) その他教務に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長が指名する者 1人
  - (2) 大学教育センター教育課程部門長
  - (3) 研究科教授会規程第2条第1項の構成員で研究指導担当資格を有する者のうち、各専攻から選出された者 各2人
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは、研究科教授会規程第2条第1項の構成員で研究指導担当資格を有する者のうちから若干人を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第1号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第2項の委員の任期は、その都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の者とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部教務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前に電気通信大学電気通信学研究科に入学した学生に係る第2条に関する事項の審議については、この規則を適用する。

3 前項に掲げる学生の教育等に関する事項を審議する際は、第3条第2項に基づき、必要に応じ、学生の教育等に関係する者の出席を求めなければならない。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。